

会員の皆様へ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

また日頃より、アイレクススポーツクラブをご愛顧賜りまして誠にありがとうございます。

この度当社が加盟しております日本フィットネス産業協会からの「会員契約適正化指針」の内容を受け、よりお客様が快適にご利用頂けるように、当クラブも適正化を図ることに致しました。改定箇所につきましては下記内容をご確認ください。

アイレクススポーツクラブ春日井
支配人 神道 輝禎

現 行	改正案
<p>第8条 入会金、諸会費、登録料、諸料金</p> <p>(1) 会社は、経済情勢等の変動その他の事情により必要と判断した場合、入会金、諸会費、登録料及び諸料金を変更できるものとします。</p> <p>(2) 一旦納入した入会金、登録料は、理由の如何を問わずこれを返還しません。また、諸会費は入会申込書に記載の利用開始日以前に入会取り消しの申し出を受け会社が認めた場合を除きこれを返還しません。</p>	<p>第8条 入会金、諸会費、登録料、諸料金</p> <p>(1) 会社は、経済情勢等の変動その他の事情により必要と判断した場合、入会金、諸会費、登録料及び諸料金を変更できるものとします。この場合、<u>会社は1ヶ月前までに全会員に第23条に記載の方法により告知するものとします。</u></p> <p>(2) 一旦納入した入会金、登録料、<u>諸会費は、下記の場合を除きこれを返還しません。</u></p> <p>① <u>入会申込書に記載の利用開始日以前に入会取り消しの申し出を受け会社が認めた場合は、全額を返還します。</u></p> <p>② <u>長期契約を締結した会員が死亡または妊娠により退会した場合は、未経過月分を返還します。</u></p>
<p>第21条 会社の免責</p> <p>(1) 本クラブの利用に際して、所持品の盗難、紛失または毀損、人的事故等により会員に損害が生じた場合、会社に重過失がある場合を除き、会社は当該損害について一切の責任を負わないものとします。</p> <p>(2) 会員が本クラブの施設利用中、会員の責に帰す事由により生じた自己または他の会員の損害について、会社は一切の責任を負わないものとします。</p> <p>(3) ビジター及び会員以外の方についても同様とします。</p>	<p>第21条 会社の免責</p> <p>(1) 本クラブの利用に際して、<u>会員の自己責任を原則とし</u>、所持品の盗難、紛失または毀損、人的事故等により会員に損害が生じた場合、会社に重過失がある場合を除き、会社は当該損害について一切の責任を負わないものとします。</p> <p>(2) 会員が本クラブの施設利用中、会員の責に帰す事由により生じた自己または他の会員の損害について、会社は一切の責任を負わないものとします。</p> <p>(3) ビジター及び会員以外の方についても同様とします。</p>
<p>第23条 通知方法</p> <p>会社から会員に対する通知は、本クラブ内の所定の場所に掲示する方法により行います。但し、これに換えて随時電子メール、郵便、電話等により通知することができるものとします。その際は、会員から届け出のあった最新の電子メールアドレス、住所、電話番号あてに行うことにより通知を完了したものとみなし、会社は通知の未達について責を負いません。</p>	<p>第23条 <u>告知方法</u></p> <p>会社から会員に対する告知は、本クラブ内の所定の場所への<u>掲示、ホームページに掲載する方法</u>により行います。但し、これに換えて随時電子メール、郵便、電話等により<u>告知</u>することができるものとします。その際は、会員から届け出のあった最新の電子メールアドレス、住所、電話番号あてに行うことにより<u>告知</u>を完了したものとみなし、会社は告知の未達について責を負いません。</p>
<p>第27条 改正</p> <p>会社は、本会則及び会社が別に定める諸規則、注意事項、案内、その他本クラブの管理運営に関する事項を改定することができるものとします。この場合、会社は事前に全会員に通知するものとし、改定された本会則等の効力は改定日をもって全会員に及ぶものとします。</p>	<p>第27条 改正</p> <p>会社は、本会則及び会社が別に定める諸規則、注意事項、案内、その他本クラブの管理運営に関する事項を改定することができるものとします。この場合、会社は<u>1ヶ月前までに全会員に第23条に記載の方法により告知するものとし</u>、改定された本会則等の効力は改定日をもって全会員に及ぶものとします。</p>
<p>第28条 発効</p> <p>本会則は2014年4月1日より発効します。</p>	<p>第28条 <u>附則</u></p> <p>1. 本会則は2014年4月1日より発効する。</p> <p>2. <u>2016年10月15日改正</u></p>